㋐　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、航路又は泊地を浚渫した工事
※国際戦略港湾、国際拠点港湾とは、改正前港湾法の特定重要港湾のこと
なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、本工事に専任で配置できる者であること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。
㋐　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、グラブ浚渫船により、工事計画水深－15m以深の航路又は泊地を浚渫した工事
※国際戦略港湾、国際拠点港湾とは、改正前港湾法の特定重要港湾のこと
なお、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）
㋐　国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、航路又は泊地を浚渫した工事
※国際戦略港湾、国際拠点港湾とは、改正前港湾法の特定重要港湾のこと
なお、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑽　関東地方整備局（港湾空港関係）発注工事で、当該工事工種における過去２年間の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑾　技術提案（施工計画）が適正であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性・社会性」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の①、②の要件に該当する者のうち、⑵の総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。
①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法
①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、評価値（入札参加者毎に、下記③及び④により与えられる「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値）をもって行う。
②　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を40点とする。
③　「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
④　「加算点」は、次の㋐、㋑の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が最も高い者に40点の最高点を与え、その他の者には各々「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を与える。なお、「加算点」は少数位３桁（４位四捨五入）とする。
また、「施工体制評価点」は次の㋒の項目を評価して与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減じる場合がある。
㋐　企業の技術力（施工計画等）
㋑　企業の信頼性・社会性
㋒　施工体制（施工体制評価点）

⑶　評価の基準　⑵④㋐～㋒の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑷　評価点の減点　平成22年８月１日から平成23年９月21日の間に、上記１⑼の試行対象工事と明記されたもののうち工事種別が「港湾等しゅんせつ工事」である工事において、当該工事成績評定点が65点未満と当局から通知された工事が１件以上あるときは、評価点を10点減じることとする。

⑸　罰則について　受注者となった場合において、「企業の技術力」の評価項目中、技術提案（施工計画）についての評価の結果、適正と認められない（不適切）等として通知した提案項目以外は、当然に実施義務があるものとし、当該義務が受注者の責により果たされていないと当局が判断した場合は、本件工事成績評定点を５点減じることとする。
なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第二合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話045―211―7413

⑵　入札説明書の配付期間、場所及び方法　入札参加希望者には、次の方法で入札説明書等を配付する。
㋐　入札情報サービス
「工事検索・入札公告等→入札公告等・工事検索条件指定→検索」
ＨＰアドレス　ＵＲＬ
http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/
㋑　上記によりがたい場合は次の場所で配布する。
〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第二合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話045―211―7413
配付期間：平成23年８月19日から平成23年９月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である14時00分）